

○性犯罪指定捜査員運用要綱の制定について

(平成20年4月18日島捜一第414号ほか関係所属長あて県警察本部長例規通達)

最終改正 平成31年4月26日

性犯罪捜査においては、被害者の心情に配慮しつつ捜査を進め、捜査過程における被害者の精神的・身体的負担の軽減を図る必要があることから、あらかじめ適性を有する警察官等を性犯罪指定捜査員として指定し、迅速適正な捜査活動を推進することとした。そこで、別添のとおり「性犯罪指定捜査員運用要綱」を制定し、平成20年5月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

性犯罪指定捜査員運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、性犯罪指定捜査員の指定及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 性犯罪指定捜査員の任務

性犯罪指定捜査員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被害者からの事情聴取、被害届の受理又はその補助
- (2) 捜査手続等の説明及び親族等との連絡
- (3) 病院への同道並びに検査及び資料採取の立会(被害者からの証拠品押収等を含む。)
- (4) 被害状況の検証、実況見分又はその補助
- (5) その他捜査を推進する上で必要と認められる活動

第3 性犯罪指定捜査員の指定及び解除

- 1 所属長は、配置された警察官及び少年補導職員のうちから、次のいずれかの事項に該当する者を選考し、性犯罪指定捜査員推薦書(様式第1号)により、刑事部捜査第一課長(以下「捜査第一課長」という。)を経由して警察本部長(以下「本部長」という。)に上申するものとする。

- (1) 性犯罪捜査専科又はこれに準ずる研修を修了した者
- (2) 刑事部捜査第一課性犯罪捜査指導係を担当したことがある者
- (3) その他(1)又は(2)の者と同等の捜査能力を有する者

- 2 本部長は、1の規定による推薦に基づき、性犯罪指定捜査員を指定するものとする。
- 3 性犯罪指定捜査員の指定は、指定書(様式第2号)を交付して行うものとする。
- 4 性犯罪指定捜査員に指定された者については、性犯罪指定捜査員名簿(様式第3号)に登載し、所属長に通知するものとする。
- 5 所属長は、性犯罪指定捜査員に任務の遂行に適さない事由が生じたと認めたときは、性犯罪指定捜査員解除申請書(様式第4号)により、捜査第一課長を経由して本部長に上申するものとする。

第4 性犯罪指定捜査員の運用

- 1 性犯罪指定捜査員の運用は、本部長の命を受け、捜査第一課長が行うものとする。
- 2 警察署を次表のとおり各ブロックに分け、警察署の性犯罪指定捜査員は、原則とし

て当該性犯罪指定捜査員が配置されている警察署のブロック内で運用するものとする。

| ブロック名 | 警察署 |
|----------|-------------------|
| 松江ブロック | 松江警察署 安来警察署 雲南警察署 |
| 出雲ブロック | 出雲警察署 大田警察署 |
| 浜田ブロック | 浜田警察署 川本警察署 江津警察署 |
| 益田ブロック | 益田警察署 津和野警察署 |
| 隠岐の島ブロック | 隠岐の島警察署 浦郷警察署 |

第5 性犯罪指定捜査員の派遣

- 1 警察署長は、性犯罪指定捜査員の派遣が必要であると認めたときは、性犯罪指定捜査員派遣要請書（様式第5号）により、捜査第一課長を経由して本部長に要請するものとする。ただし、急を要する場合には、口頭による要請後、性犯罪指定捜査員派遣要請書を送付することができる。
- 2 捜査第一課長は、1の規定による要請を受けたときには、必要な調整を行い、派遣する性犯罪指定捜査員を選定するものとする。
- 3 本部長は、派遣する性犯罪指定捜査員が所属する所属長に対し、その派遣を命ずるものとする。
- 4 性犯罪指定捜査員の派遣期間は、捜査第一課長が関係警察署長と協議して決定するものとする。

第6 教養訓練

捜査第一課長は、性犯罪指定捜査員に対し、性犯罪捜査に関する教養及び訓練を実施するものとする。

第7 庶務

性犯罪指定捜査員の指定及び運用に関する庶務は、刑事部捜査第一課において処理するものとする。

様式 〔略〕